

1 処分等に係る財産の内容及び評価額

(1) 財産の内容

① 名称 国際能力開発支援センター

② 土地

所在	地番	地目	地積
千葉県美浜区ひび野一丁目	1番1、2番1、 2番3	雑種地	22690.00 m ²

③ 建物（構築物含む）

所在	家屋番号	種類	構造	延床面積
千葉県美浜区 ひび野一丁目 1番地	1番	事務所 ・寄宿舍	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 5階建	8094.27 m ²
千葉県美浜区 ひび野一丁目2 番地2、1番地 1、2番地1	2番2	事務所 ・寄宿舍	鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄 筋コンクリート造陸屋根地下1階 付20階建	31199.25 m ²

(2) 評価額

- ① 新都市計画(株) XXXXXXXXXX円
- ② (株)大村不動産鑑定事務所 XXXXXXXXXX円
- ③ 二者平均不動産鑑定評価額 XXXXXXXXXX円

2 処分等の方法

一般競争入札により処分する。

3 処分等の条件

開札の結果、最低売却価格以上で、かつ最高金額の入札をした者を落札者とする。

4 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

当該財産は、外国人に対する職業訓練（海外職業訓練）を行う労働者に必要な職業訓練指導能力の開発及び向上を支援するため、昭和59年11月に「海外職業訓練協力センター」として設置し、運営してきたものであり、平成15年度に、国際化に対応した能力開発を行う事業主等への援助を目的とした施設として、名称を「国際能力開発支援センター」と改めた。

当機構については、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）において、法人として廃止され、職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管するとされたほか、業務及び施設について、真に必要な

かどうか精査した上で、不要なものについては廃止する等、スリム化を図るとされ、法改正を待つまでもなく実施可能な事項については、速やかに実行に着手することとするとされたところである。

その後、厚生労働省において、組織面においては職業能力開発促進センター等必要最小限のものに限定し、それ以外の施設については廃止又は地方移管する旨の方針が示されたところであり、国際能力開発支援センターについては、平成22年中に廃止とされたところである。

上記のとおり、国際能力開発支援センターの廃止が既に決定されており、当該業務に供する不動産を処分しても当機構の業務運営上支障がないことから譲渡により処分することとした。